

別表（第2条、第3条、第8条、第10条関係）

日常生活用具給付等対象種目等一覧表

種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐 用 年 数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	270,000 円
	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度知的障がい児・者として判定された者及び下肢又は体幹機能障害 2級以上(原則としてそれぞれ3歳以上の者)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能(マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの)を有するもの。	100,000 円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級で常時介護を有する者で原則として学齢児以上の者。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000 円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、入浴に介護を要する者(原則として3歳以上の者)	障害がい・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400 円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2級以上で下着交換等に介助を要する者(原則として学齢児以上の者)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2級以上で原則 3歳以上の者	介護者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円
	訓練いす(障がい児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2級以上で原則 3歳以上の者。	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円
	訓練用ベッド(障がい児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200 円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円
	便器	下肢又は体幹機能障害 2級以上で、原則として学齢児以上の者。	障がい児・者が容易に使い得るもの(手すりを付けることができる)ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円

	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	主体：木材（十分な強度を有するもの） 外装：ニス塗装 付属品：夜光材	2,310円 夜光材付の場合、430円 (全面夜光材付とした場合は1,260円) 増しとする。 外装に白色又は黄色ラッカ一を使用した場合は273円 増しとする。	3年
			主体：軽金属 外装：塗装なし 付属品：夜光材	3,150円 夜光材付の場合、430円 (全面夜光材付とした場合は1,260円) 増しとする。 外装に白色又は黄色ラッカ一を使用した場合は273円 増しとする。	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動において介助を要する者（原則として3歳以上の者）		おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児（者）・精神障がい者		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,656円 B 37,852円	3年

在宅療養等支援用具	特殊便器	上肢障害 2 級以上又は児童相談所・知的障がい者更生相談所で重度又は最重度の知的障害児・者と判定された者で、原則として学齢児以上の者。	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。正、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
	火災警報器	障がいの種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙り又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。(ただし、1世帯に2台を限度とする。)	15,500 円	8 年
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上又は児童相談所・知的障害者更生相談所において重度又は最重度知的障がい児・者と判定された者で 18 歳以上の者	障がい児・者が容易に使い得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者 2 級以上で原則として学齢児以上の者	障がい児・者が容易に使い得るもの。	7,000 円	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上で学齢児以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400 円	10 年
	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として 3 歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500 円	5 年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がい児・者であって、必要と認められる者	障がい児・者が容易に使い得るもの	36,000 円	5 年
	電気式痰吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がい児・者であって、必要と認められる者	障がい児・者が容易に使い得るもの	56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい児・者が容易に使い得るもの	17,000 円	10 年
盲人用体温計(音声式)	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上で障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	障がい児・者が容易に使い得るもの	9,000 円	5 年
				18,000 円	5 年

	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害 3 級以上又は難病患者等で医師の意見書により人工呼吸器の装着が必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500 円	5 年
	<u>人工呼吸器用等 自家発電機又は 外部バッテリー</u>	<u>身体障がい児・者又は難病患者で、在宅で人工呼吸器等を装着している者</u>	<u>対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（充電器及びインバータを含む。）給付は、自家発電機又は外部バッテリーのいずれか 1 種目とする。</u>	<u>150,000 円</u>	<u>5 年</u>
情報・意 志疎通支 援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由児・者であって発生発語に著しい障がいを有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	パソコン周辺機器やアプリケーションソフト	100,000 円	1 人につき 1 回限り
	点字ディスプレイ	視覚障害及び視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上で、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500 円	6 年
	点字器	視覚障害	標準型 A 32 マス 18 行、両面書真鍮板製 B 32 マス 18 行、両面書プラスチック製 (点筆を含む)	A 10,712 円 B 6,798 円	7 年
			携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミニーム製 B 32 マス 12 行片面書プラスチック製 (点筆を含む)	A 7,416 円 B 1,699 円	5 年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	障がい児・者が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,750 円	6 年

	視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置	視覚障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害がい・者が容易に使用し得るもの。	99,800 円	6 年
	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がい児・者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000 円	8 年
	盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円	10 年
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	71,000 円	5 年
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい児・者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したもの	88,900 円	6 年
人工喉頭	喉頭摘出者		笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 付属品：気管カニューレ	5,150 円 気管カニューレ付とした場合は 3,193 円増しとする。	4 年
			電動式 頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 付属品：電池、充電器	72,203 円	5 年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	必要と認めた額	—

	福祉電話(貸与)	聴覚障がい又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必用があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—	—
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、電話では意志疎通困難な者(障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—	—
	人工内耳用充電器	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	25,200円	5年
	人工内耳用充電池	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	16,800円 (片耳の基準額)	1年
	人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受け、5年以上経過しているもの	医療保険の対象とならないもの。	300,000円 (片耳の基準額)	5年
	人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	19,000円	3年
	人工内耳用イヤーモールド	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	9,000円 (片耳の基準額)	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者(医師の判断による書面をもって証明された者を含む。)	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放性の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 付属品:皮膚保護剤等各種用品 (袋を体に密着させるもの等)	8,858円	
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 付属品:皮膚保護剤等各種用品 (袋を体に密着させるもの等)	11,639円	

	<p>紙おむつ等</p> <p>3歳以上であって、次のいずれかに該当すると医師の判断による書面をもつて証明された者。</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマを装着することができない者</p> <p>イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排便又は排尿機能障がい者</p> <p>ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術、小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者</p> <p>オ 原因となる疾病的発生時期が6歳未満の者であって、体幹機能障がいを有し、かつ排尿又は排便の意思表示が困難な者（体幹機能障がいの程度が1級若しくは2級又は上肢・下肢の機能障がいの程度がともに1級若しくは2級のものに限る）</p>	<p>紙おむつ サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具、尿取りパットも可</p>	12,000円	
取尿器	<p>高度の排尿機能障がい者</p>	<p>男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製</p> <p>A 普通型</p> <p>B 簡易型</p>	A 7,931円 B 5,871円	
		<p>女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。（採尿袋20枚を1組とする）</p>	A 8,755円 B 6,077円	

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の障がい児・者であって3級以上の者。（特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000 円	原則1回限り
-------	------------	---	--------------------------------------	-----------	--------